

成14年12月末日限り支払う。

(2) 相手方は、足立区に対するその余の請求を放棄する。

相手方名簿

	住 所 (訴状に記載されたもの)	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

2 6

2 7

2 8

2 9

3 0

3 1

3 2

3 3

3 4

3 5

3 6

3 7

...

3 8

3 9

4 0

4 1

4 2

議員提出第17号議案

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月2日

提 出 者

足立区議会議員 大島芳江  
針谷みきお  
橋本ミチ子  
小野 実  
今井重利  
鈴木秀三郎  
伊藤和彦  
ぬかが 和子  
さとう 純子  
村田晃一  
鈴木けんいち

足立区議会議長 鈴木 進様

(提案理由)

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）への参加に伴い、情報漏えいやそのおそれがあると実施機関が認めたとき、国や他の地方公共団体等に報告を求め、又は調査を行い、必要がある場合には情報提供の一時停止等ができるよう、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

足立区個人情報保護条例（平成5年足立区条例第57号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の3項を加える。

2 実施機関は、前項ただし書の規定に基づき、通信回路その他の方法による結合（以下「外部結合」という。）を通じて送受信を行った個人情報について、漏えい、目的外利用等の事実があつたとき、又は、事故、災害、その他の事由により、その保護措置が適正に実施されず、基本的人権の侵害のおそれがあると認められるときは、国、他の地方公共団体、その他の外部結合の相手方（以下この条において「国等」という。）から、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

3 実施機関は、前項の規定による国等からの報告又は調査の結果に基づき、審議会の意見を聴いて、外部結合の一時停止等個人情報の保護に関し、必要な措置を講じるものとする。

4 実施機関は、基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講じることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに審議会に報告するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出第18号議案

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員	浜崎 健一
同	馬場 繁太郎
同	藤崎 貞雄
同	平沢 太郎
同	中島 勇
同	渡辺 修次
同	白石 正輝
同	飯田 豊彦
同	篠原 守宏
同	野中 栄治
同	大島 芳江
同	金沢 美矢子
同	針谷 みきお
同	前野 和男

足立区議会議長 鈴木 進様

(提案理由)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

足立区議会情報公開条例の一部を次のように改正する。

第8条第1号ハ中「当該情報が公務員」の下に「等（独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員を含む。以下同じ。）」を加え、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同